

【再処理施設】定期事業者検査の報告（開始時）

本年6月10日の面談をうけ、定期事業者検査について次のとおり報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	名称：日本原燃株式会社 住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108 代表者の氏名：代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称：再処理事業所 所在地：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸
検査の対象及び方法並びに期日	対象：再処理施設 方法：再処理施設の技術基準に関する規則に適合していることを確認する 期日：2020年5月25日～2020年12月28日（予定）
検査の実績又は予定の概要	添付1 別紙のとおり
定期事業者検査の計画	添付1のとおり

以上

日本原燃株式会社 再処理事業所

再 処 理 施 設

(使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設)

第1回 定期事業者検査計画書 改正2

再処理事業部

日本原燃株式会社 再処理事業所 再処理施設
 (使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設)
 第1回定期事業者検査実施計画書 改正来歴

回	改正内容	年 月 日
0	新規制定	2020年3月25日
1	P1(2)：記載の適正化（分解・開放検査→分解・開放・非破壊検査等） 別紙：定期事業者検査項目および検査の計画の明確化	2020年5月19日
2	3.(2)：「検査対象整理の考え方」および「新規規制基準適合確認終了までの間の考え方」の追加ならびに項番変更 3.(3)：検査計画の見直しに係る記載を追加 4.：定期事業者検査の期間を実際の実施期間に変更 別紙：定期事業者検査の計画の見直しおよび誤記訂正	2020年6月17日

1. 定期事業者検査の対象となる再処理施設の名称
再処理事業所 再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）
2. 定期事業者検査の名称
再処理施設（使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設） 第1回定期事業者検査
3. 定期事業者検査の実施に係る基本方針等

(1) 基本方針

本定期事業者検査では、当該再処理施設に関し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第四十六条の二の二第1項の規定に基づき、法第四十六条の二の二第2項に定められたところにより、その再処理施設が法第四十六条の二に係る技術上の基準（「再処理施設の技術基準に関する規則」。以下「技術基準」という。）に適合しているかどうかについて検査する。

(2) 定期事業者検査項目の整理方針

① 検査対象整理の考え方

技術基準の要求事項を、適用を受ける事項と適用を受けない事項（適用外：定期事業者検査対象外）に分類する。

更に適用を受ける要求事項を以下のとおり機能性能、構造健全性およびその他（定期事業者検査対象外）に分類した上で定期事業者検査項目を設定する。

(a) 技術基準要求への適合確認にあたって定期事業者検査として扱わないものの整理（その他に分類するものの整理）

以下に該当するものは、定期事業者検査として技術基準適合性を確認する必要がないものとする。

- ・ 要求に該当する設備等の状況変化がない事項、または状況変化が極めて緩慢なため、建設段階で確認すれば良く、定期的な確認を要さない事項【設計要求】
- ・ 関連するパラメータ等の監視により要求適合を確認できる事項、または管理により要求への適合を維持する事項【運用要求】
- ・ 日常的な点検により要求事項を確認できる事項【日常的な点検】

(b) 機能性能要求に対する整理

技術基準から要求される機能性能は、系統単位の機能検査（以下「系統機能検査」という。）での確認を基本とする。すなわち、技術基準要求が機器単位の機能要求であっても、当該機器が属する系統機能検査において、機器に要求される機能性能が確認可能な場合は、当該機器レベルの機能性能の確認について定期事業者検査以外の保全活動に整理する。

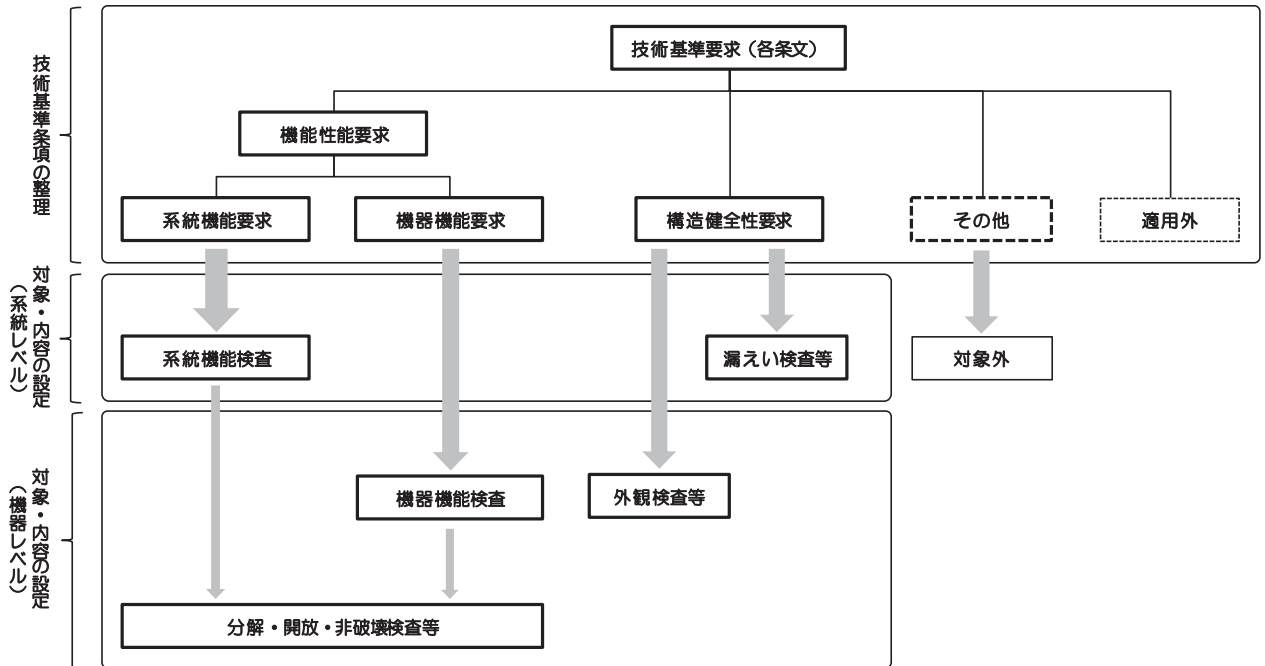
一方、技術基準から要求される機器の機能性能に対して、系統レベル（系統機能検査）では確認できない場合は、機器レベルの機能性能確認

(以下「機器機能検査」という。)を定期事業者検査に整理する。

また、直接的な機能性能確認が困難な機器については、分解・開放・非破壊検査等を定期事業者検査とする。

(c) 構造健全性要求に対する整理

技術基準から要求される構造健全性の確認については、系統レベルの漏えい検査等および機器レベルの外観検査等を定期事業者検査とする。



定期事業者検査項目の整理フロー

② 新規制基準適合確認終了までの間の考え方

適用を受ける事項のうち、新規制基準による新規の要求事項、または、その対象が拡大する要求事項における拡大対象については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

また、条文自体に変更がない要求事項であっても、設計条件が変更となり評価または設計が変更となり得る要求事項については、新規制基準適合確認終了までの間「適用を受けない」と整理する。

(3) 定期事業者検査項目および検査の計画

別紙のとおり(ただし、検査実施時期は状況に応じて変更する可能性がある)。

(4) 定期事業者要領書の作成

本定期事業者検査の実施にあたり「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(以下「再処理規則」という。)第七条の十にしたがい、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた定期事業者検査要領書を作成する。

(5) 定期事業者検査の実施

定期事業者検査は、再処理事業部の独立検査組織である品質保証部事業者検査課の検査実施責任者が実施する。

検査は、定期事業者検査要領書にしたがって実施する。検査実施責任者は

検査の過程において不明な点等が生じた場合には、定期事業者検査実施細則に基づき対処する。

4. 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査の期間

：2020年5月25日～2020年12月28日（予定）

以 上

定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
使用済燃料輸送容器受入れ・保管設備	使用済燃料輸送容器管理建屋天井クレーン	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	7月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	使用済燃料輸送容器移送台車	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	9月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
燃料取出し設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	5～6月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
	燃料取出し装置	臨界防止に係るインターロック（高残留濃縮度燃料の低残留濃縮度燃料仮置きラックへの誤装荷防止）	4	1	-	機能検査	臨界防止に係るインターロック（高残留濃縮度燃料の低残留濃縮度燃料仮置きラックへの誤装荷防止）	有	12月
			機能検査	臨界防止に係るインターロック（低残留濃縮度燃料の高残留濃縮度燃料仮置きラック貯蔵燃料収納部への誤装荷防止）					
		18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能			
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）			
		18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能			
燃料移送設備（その2）	燃料移送水中台車	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
燃料貯蔵設備	燃料取扱装置（BWR燃料用）	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）			
	18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能				
	燃料取扱装置（PWR燃料用）	18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能	有	12月	
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防止のインターロック機能）			
機能検査					搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ不良時及び荷重異常時つり上げ防止インターロック機能）				
18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能					

定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
燃料貯蔵設備	燃料取扱装置（BWR燃料及びPWR燃料用）	4	1	-	機能検査	臨界防止に係るインターロック（主ホイス トのBWR燃料とPWR燃料同時取扱い防止）	有	12月	
					機能検査	臨界防止に係るインターロック（低残留濃 縮度燃料の高残留濃縮度燃料貯蔵ラックへ の誤装荷防止）			
					機能検査	臨界防止に係るインターロック（高残留濃 縮度燃料の低残留濃縮度燃料貯蔵ラックへ の誤装荷防止）			
		18	1	1	機能検査	使用済燃料の搬送能力機能			
		18	1	2	機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つり上 げ高さのインターロック機能）			
					機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（逸走防 止のインターロック機能）			
機能検査	搬送中の使用済燃料破損防止機能（つかみ 不良時及び荷重異常時つり上げ防止インター ロック機能）								
18	1	3	機能検査	電源喪失時のつり荷の保持機能					
使用済燃料受入れ設 備の計測制御系	燃料度計測装置	4	1	-	機能検査	燃焼度計測装置機能検査	無	-	点検なし（使用 停止措置）
	漏えい検知装置（燃料取出しピッ ト、燃料仮置きピット）	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置（燃料取出しピット、燃料 仮置きピット）の警報機能検査	有	8～9月	
使用済燃料貯蔵設備 の計測制御系	漏えい検知装置（燃料貯蔵プール 等）	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置（燃料貯蔵プール等）の警 報機能検査	有	8～9月	
	水位計（プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系）	20	2	-	機能検査	燃料貯蔵プール水位計の警報機能検査	有	8～9月	
	ポンプ故障検知（プール水冷却系）	20	2	-	機能検査	プール水冷却系ポンプ故障警報機能検査	有	8～11月	
	インターロック（プール水冷却系）	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査（プール水浄化系入口圧力低）	有	8～11月	
	インターロック（プール水冷却系）	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査（プール水冷却系浄化系入口流量 低）	有	8～11月	
	インターロック（プール水冷却系）	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査（キャスク冷却水入口流量高）	有	8～11月	
	ポンプ故障検知（補給水設備）	20	2	-	機能検査	補給水設備ポンプ故障警報機能検査	有	8～11月	
	インターロック（補給水設備）	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査（補給水槽液位低）	有	8～11月	
	放射性廃棄物の廃棄 施設の計測制御系	漏えい検知装置（使用済燃料受入れ 施設及び貯蔵施設廃液処理系）	20	2	-	機能検査	漏えい検知装置（使用済燃料受入れ施設及 び貯蔵施設廃液処理系）の警報機能検査	有	8～11月
漏えい検知装置（廃樹脂貯蔵系）		20	2	-	機能検査	漏えい検知装置（廃樹脂貯蔵系）の警報機 能検査	有	8～11月	
その他再処理設備の 附属施設の計測制御 系	ポンプ故障検知（安全冷却水系）	20	2	-	機能検査	安全冷却水系冷却水循環ポンプ故障警報機 能検査	有	8～11月	
	インターロック（安全冷却水系）	20	2	-	機能検査	系統分離弁しゃ断インターロック及び警報 機能検査（安全冷却水系膨張槽液位低）	有	8～11月	
	インターロック（安全冷却水系）	20	2	-	機能検査	ポンプの停止機能検査（安全冷却水系膨張 槽液位低により安全冷却水系冷却水循環ポ ンプを停止）	有	8～11月	
プール水冷却系	-	19	1	1	機能検査	プール水冷却系系統流量検査	有	11～12月	
補給水設備	-	19	1	1	機能検査	補給水設備系統流量検査	有	11～12月	
安全冷却水系	-	19	1	1	機能検査	安全冷却水系系統流量検査	有	11～12月	
使用済燃料受入れ・ 貯蔵建屋	屋外ダクト	24	1	3	構造健全性 検査	構造健全性検査	有	10～11月	
北換気筒	北換気筒	24	1	3	構造健全性 検査	構造健全性検査	有	10～11月	

定期事業者検査項目および定期事業者検査の計画

対象設備	対象機器	技術基準規則			検査項目	検査内容	検査有無	検査実施時期	備考
		条	項	号					
海洋放出管理系	海洋放出管	24	1	5	耐圧試験	耐圧試験	無	-	点検なし(点検計画に基づく)
放射線監視設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	21	1	2	機能検査	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ機能検査	有	8~9月	
		20	2	-					
	ガンマ線エリアモニタ	21	1	4	機能検査	ガンマ線エリアモニタ機能検査	有	8~9月	
		20	2	-					
	ベータ線ダストモニタ	21	1	4	機能検査	ベータ線ダストモニタ機能検査	有	8~9月	
モニタリングポスト	21	1	5	機能検査	モニタリングポスト機能検査	有	7~9月		
使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設の電気設備	第1非常用ディーゼル発電機	29	1	-	機能検査	第1非常用ディーゼル発電機の機能検査(自動起動検査)	有	11~12月	
	非常用直流電源設備(第1非常用蓄電池機能検査)	29	2	-	機能検査	第1非常用蓄電池機能検査	有	11~12月	
	計測制御用交流電源設備(非常用無停電電源装置、非常用計測交流電源装置)	29	2	-	機能検査	非常用所内電源無停電交流電源機能検査	有	11~12月	
-	(安全上重要な施設) 燃料貯蔵プール等のライニング プール水冷却系安重範囲の容器、配管 安全冷却水系安重範囲の容器、配管 補給水設備安重範囲の容器、配管 第1非常用ディーゼル発電設備安重範囲の容器、配管 (機種区分該当施設) 燃料取出し設備の容器、配管の一部 プール水浄化系の容器、配管の一部 廃液処理系の容器、配管の一部 廃樹脂貯槽系の容器、配管の一部 海洋放出管理系の配管の一部	17	1.2	-	系の漏えい 検出試験	系の漏えい検出試験	有	11~12月	